

公示番号：19a01018

国名：インドネシア

担当部署：社会基盤・平和構築部 運輸交通グループ 第一チーム

案件名：有料道路庁機能強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月中旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：現地 0.47M/M、国内 0.70M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間  
5日 14日 9日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年12月18日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）への電子データの提出又は郵送  
（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）  
（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）

（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月10日（金）までに個別に通知します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

#### 6. 業務の背景

インドネシアにおける有料道路は、2015年時点で948km供用されており、2024年には供用延長を約5,000kmまで延伸する目標となっている。

このような計画の遂行に際し、インドネシア政府は2005年に有料道路に関する政令を発し、公共事業・国民住宅省に有料道路庁（Badan Pengatur Jalan Tol: BPJT）を設立した。BPJTは職員50名弱（技術者、経済専門家、支援スタッフ等）で構成されており、有料道路事業のレギュレーターとしての役割が与えられ、PPP事業者の選定・契約、同事業者の建設および維持運営段階での監理が主な業務となっている。現行のスタッフでは業務処理に困難を生じているところ、新たにプロジェクト管理事務所（Project Management Office: PMO）を設置し、建設段階の品質管理を支援する独立品質管理コンサルタント（Independent Quality Assurance Consultants: PMI）の雇用を行っている。

こうした有料道路PPP事業の実施体制の強化の一環として、BPJTの事業マネジ

メント能力全般の向上を図るために、本技術協力プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）の実施が要請されたものである。

BPJT における事業マネジメント能力の課題としては、現時点で以下のような事項が認識されている。

第一に事業形成能力である。PPP 事業の Feasibility Study（FS）の熟度が低く、事業実施段階で PPP 事業者よりコンセッション契約の見直しを求められるような事態も発生していると言われている。FS の作成権限（Unsolicited Proposal の場合には審査権限）は、BPJT に属していると言われているが、実態的には公共事業・国民住宅省内の別組織である道路総局（Bina Marga）が実務を担っており、両部局の事務分担の再定義も必要である。

第二に PPP 事業者の選定および契約管理能力である。コンセッション契約案を含む入札図書を BPJT 職員が直営で作成している模様であるが、その内容やその変更に関して疑義、紛争が生じる事態も多いと言われている。

第三に建設過程のマネジメント能力である。適切な工事品質の確保、また工事にとりまう諸々の問題への対応のために BPJT は PPP 事業者をモニタリングしているが、同庁としてはより適切にモニタリングが行えるようマネジメント能力の強化を図りたいと考えている。なお、工事費増、工期遅延の問題が生じているとのことであるが、これについては工事過程のマネジメントの能力不足か、そもそも FS 段階での工費、工期設定に無理があるのか等の要因分析が必要である。

第四に維持管理段階での PPP 事業者に対するモニタリングの改善がある。現状は、交通量や料金収入等の料金改定の要否等を判断するための最低限のモニタリングはなされているが、走行性等のサービス水準の確保や路面および構造物の劣化を防止していくアセットマネジメントの観点からのモニタリングはほぼなされていない状態にあるところ、その改善が望まれる。

本詳細計画策定調査は、上記の問題について現状と先方関係機関の認識を確認しつつ、本プロジェクトの内容を計画するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、本業務従事者は、支援策（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は、以下のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2020年1月中旬～2月中旬）

- ① 既存の文献、報告書（要請書、既往の調査報告書等）をレビューし、要請

背景・内容を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討・整理する。

- ② 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ③ 担当分野に関する調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針（案）、関係機関に対する説明資料（案）（英文）及び質問票（案）（英文）を作成する。なお、質問票は JICA インドネシア事務所を通じて事前配布を行う。
- ④ 他団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑤ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案（英文・和文）、PO（Plan of Operations）案（英文・和文）及び事業事前評価表（案）の担当分野関連部分を作成する。
- ⑥ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（C/P、その他インドネシア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ⑦ 対処方針会議や団内打合せに参加する。

（２）現地業務期間（2020年2月中旬～2月下旬）

- ① JICA インドネシア事務所との打合せに参加する。
- ② インドネシア側関係機関との協議及びサイト調査に参加する。
- ③ インドネシア事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収に協力し、担当分野について分析した後、その結果を団内で共有する。
- ④ プロジェクトの背景・目的・内容を確認する。（要請書や関連資料の内容を踏まえた上で、インドネシア側関係機関のニーズを確認）
- ⑤ インドネシア政府の道路交通政策、特に有料道路に関する政策について情報を収集する。
- ⑥ インドネシア側実施機関・関連機関のプロジェクト実施体制を確認する。
- ⑦ 上記の検討結果を基に、以下の内容を検討する。
  - ア) 制度、組織、人材に関する課題抽出と能力向上の方向性、技術移転の方策（マニュアル作成、講義、OJT 等）の検討
  - イ) パイロット事業について案件形成、事業者選定、プロジェクト監理の各プロセスで業務に当たるカウンタパートに専門家が助言を行うこと（OJT）による技術移転を想定しているが、一部プロセス（例えば、事業者選定過程）については秘密保全の観点から専門家の関与が限定される可能性もある。パイロット事業の候補案件の抽出、OJT が制約されるプロセスの確認、OJT の代替策の検討を行うウ) 運営体制支援ツール（データベース、標準作業手順書、マニュアル等）整備検討
  - ウ) 運営体制支援ツール（データベース、標準作業手順書、マニュアル等）

### 整備検討

- ⑧ 調査団及びインドネシア側関係機関と協議の上、担当分野に関する PDM 案（英文・和文）、PO 案（英文・和文）の作成に協力する。
- ⑨ インドネシア側政府機関と合意した内容について、討議議事録（R/D）（案）（英文）及びミニッツ（M/M）（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑩ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑪ 担当分野に関する現地調査結果を団内に共有し、JICA インドネシア事務所に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2020 年 3 月上旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）作成に協力する。
- ② 収集資料の整理・分析（収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等）を行う。
- ③ PDM 案、PO 案、R/D 案に変更が生じた場合は改定に協力する。
- ④ 帰国報告会、国内打合せ等に参加し、担当分野に関する調査結果を報告する。
- ⑤ 担当分野に関する詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、他の担当分野の業務従事者と共に詳細計画策定調査報告書（案）全体の取りまとめ作業に協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （1）業務完了報告書

担当分野に関する詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、2020 年3月10日までに電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本（東京発の場合は、羽田⇒ジャカルタ

⇒羽田（ガルーダインドネシア航空）を標準とします。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は、2020年2月16日～2月29日を予定していますが、多少前後する可能性があります。JICAから参加する団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始する予定です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団員構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 有料道路プロジェクトマネジメント

（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) PPP事業（JICAが別途契約するコンサルタント）

オ) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 あり

イ) 宿舍手配 あり

ウ) 車両借上 全行程に対する移動車両の提供

（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上 なし

オ) 現地業務日程のアレンジ あり

カ) 執務スペースの提供 なし

### （2）参考資料

本契約に関する下記の資料をJICAにて配布します。

配布を希望される方は、ア)については、社会基盤・平和構築部運輸交通グループ第一チーム（tel: 03-5226-8121）までご連絡ください。イ)については、調達部契約第一課代表アドレス（[prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)）宛に、下記のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：・本プロジェクトの要請書

・先方機関への質問状及び回答書

イ) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所等と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所等と緊密に連絡を取る様に留意することとします。  
なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。  
※ 現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」（2014年10月）（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上